

□■養成所ニュースプラス第 42 号 2024□■

今日で仕事納めの方、1 年間お疲れ様でした。年末年始もお仕事の方お疲れ様です。

ここに来て、インフルエンザの感染者数、学校・学級等施設閉鎖の数が多くなってきました。厚労省の報道発表を見ても、全都道府県で前週に比べ増加しています。基本的な予防としての手洗いやマスクの着用を含む咳エチケットに加え、「体を冷やさないこと」「十分な睡眠をとること」で免疫力を保つようにしましょう。国家試験前のこの時期だからこそ、十二分に用心してください。

年明けからは Plus Column を再開し、直前の勉強方法に加え、当日にむけての準備もお伝えしていきます。Plus Quiz では、10 月下旬から主に第 31 回～33 回国家試験問題から中位の難易度の問題を取り上げてきました。やっていない問題を解くことでアウトプットの機会になったことと思います。

昨日公開しました「受験対策のポイントを中心とするガイダンス 3」でもお伝えしましたが、年明けからは、人物の一问一答問題を取り上げます。また、ガイダンス動画の下に「第 36 回国家試験受験アンケート」の抜粋を掲載しています。先輩の生の声を「聞いて」みてください。

Plus Quiz は、「地域福祉の理論と方法」(現、地域福祉と包括的支援体制)から「地域福祉の主体」を取りあげます。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz ・ ・ ・ ・ ・

【第 34 問題 33】地域福祉の主体に関する、次の社会福祉法の記述のうち、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

1. 地域住民は、相互に人格と個性を尊重し合いながら、個人の自立の助長を目指して活動を行わなければならない。
2. 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者、社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、地域福祉を推進するよう努めなければならない。
3. 社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の実施のため、福祉サービスの提供体制の確保や適切な利用推進の施策等の必要な措置を講じなければならない。
4. 地域住民等は、地域福祉の推進に当たって、経済的課題を把握し、その解決を行う関係機関との連携により、課題の解決を図らなければならない。
5. 国及び地方公共団体は、民間企業との有機的な連携を図り、福祉サービスを効率的に提供するように努めなければならない。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info ・ ・ ・ ・ ・

- ・ (35 期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・ (36 期生) 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・ 受講の手引の表紙裏(表紙の次のページ)に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info ・ ・ ・ ・ ・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・ 第 37 回国家試験は、令和 7 年 2 月 2 日(日)です。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1425593&c=3246&d=99c7>

※試験時間、試験科目(午前・午後の内訳)が公開されました。

- ・ 令和 6 年 12 月 6 日に、第 37 回社会福祉士国家試験の受験票が東京都内の郵便局から投函(郵送)されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1425594&c=3246&d=99c7>

- ・第 37 回国家試験から適用する社会福祉士国家試験合格基準並びに総試験時間数が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1425595&c=3246&d=99c7>

- ・本養成所主催、「受験対策講座」は web にて開催中です。

全ての「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」が視聴可能です。また、12 月 20 日（金）に国家試験直前対策講座（有料）の講義動画の視聴が開始となりました。是非ご活用ください。

受験対策ページへアクセスはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1425596&c=3246&d=99c7>

※12 月 26 日（木）に 3 本目の「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」動画並びに「第 36 回国家試験受験アンケート」の抜粋を公開しました。←New

※「国家試験直前対策講座（有料）」については、受講確定者に対してご案内（受講確定通知）を郵便及びメールにて送付しています。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1425597&c=3246&d=99c7>

- ・本養成所では、皆さんの後輩にあたる第 37 期生の出願を受け付けております。

現在、2 期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介しますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1425598&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1425599&c=3246&d=99c7>

――――
〔年末年始の休業について〕

下記の日程で通常業務を休業いたします。

ご不便をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

なお、お問い合わせいただいた内容等につきましては、1 月 6 日（月）以降、順次ご回答いたします。

<休業期間>

2024（令和 6）年 12 月 28 日（土）～2025（令和 7）年 1 月 5 日（日）
――――

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1425600&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

年末まで休載します。

【Plus Quiz 正答と解説】

2016（平成 28）年から市町村等でモデル的に実施された、多機関協働による「包括的支援体制構築事業」をふまえ、2017（平成 29）年社会福祉法改正により、地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定しました。加えて 3 年後の見直しが明記されました。

包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、「地域共生社会推進検討会」が 2019（令和元）年 12 月に、「断らない支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的かつ柔軟に実施していくことを内容

とした最終とりまとめを出し、2020（令和2）年6月の社会福祉法改正に繋がっていきます。

この法改正では、地域福祉と地域共生社会の関係を明らかにするために、地域福祉は地域共生社会の構築を目的としていることを明記しました。また、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する市町村等の包括的支援体制の構築の確立のため、市町村が行える6つの「重層的支援体制整備事業」を位置づけました。

そして、このときの参議院の付帯決議で、市町村は「社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるように努めること」との文言が入り、包括的支援体制の確立に向けた中核的な役割への期待が明記されることになりました。

前置きが長くなりましたが、今回の問題は、この2020（令和2）年改正を踏まえた出題となります。

1. ×地域住民は個人の自立の助長を目指すではありません。「共生社会の実現を目指す」と2020（令和元）年改正で法第4条第1項に規定されました。

2. ○法第4条第2項では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者」を「地域住民等」と規定し、「地域福祉の推進に努めなければならない」と明記しています。

3. ×選択肢の説明は、社会福祉協議会ではなく「国及び地方公共団体の責務」として、法第6条第1項に規定されています。

4. ×地域住民等が把握するのは、経済的課題ではありません。法第4条第3項で「地域生活課題を把握」することが求められています。

5. ×福祉サービスの提供の主体は国及び地方公共団体ではありません。福祉サービスの提供の原則を規定した法第5条では、「社会福祉を目的とする事業を営業者」は、多様な福祉サービスについて、地域住民等との連携や保健医療サービス等との有機的連携を図り総合的に提供するように努めなければならないと明示しています。一方、国及び地方公共団体は「社会福祉を目的とする事業を営業者」と協力して、福祉サービスの提供体制確保に関する施策や適切な利用の推進に関する施策等を講じなければならないと、法第6条第1項に規定されています。

■次回の養成所ニュースプラスの配信は、2025（令和7）年1月10日（金）を予定しています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus